

令和7年度福島県立磐城桜が丘高等学校入学者選抜 前期選抜募集要項

福島県立磐城桜が丘高等学校
〒970-8026
福島県いわき市平字桜町5番地
TEL (0246) 25-9101 (代)

令和7年度における福島県立磐城桜が丘高等学校（以下「本校」という。）の入学者選抜〔前期選抜〕は、この要項及び「福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施する。

1 アドミッション・ポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 中学校時までの学習に秀でるとともに、本校入学後の様々な分野でリーダーとして活動しようとする意欲と、大学進学への強い意志を有する生徒
- (2) 「調和・勤労・気節」の校訓のもと、学習への真摯な取組と他者との協働を通して、自己の個性と能力を伸長させながら、社会的な課題の解決に貢献しようとする生徒

2 募集定員

全日制の課程 普通科 240名

【特色選抜】 募集定員240名の10%程度とする。

【一般選抜】 募集定員240名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とする。

なお、【特色選抜】の出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 「実施要綱」の「出願資格」（「実施要綱」p.1）を満たす者
- (2) 特色選抜については、下記に示す「志願してほしい生徒像」を踏まえ、本校を志願する動機・理由が明白かつ適切な者

【志願してほしい生徒像】

本校は、校訓である「調和」「勤労」「気節」の下、自らの目標をしっかりと持ち、行動し、継続した努力をとおして、人格や生き方、人生が定まるよう生徒に指導をしている。また、地域の期待と信頼に応えるよう、地域や福島県、日本の社会を支えるリーダーの育成を目指している。

これらを踏まえ、以下の①と②のいずれにも該当する生徒を求める。

- ① 中学校時に、様々な分野においてリーダーとして活動し、学業にも秀でた者
生徒会会長、生徒会副会長、学級委員長、各部活動の部長、各部活動や地域クラブ活動等において優れた実績を持つ者 等
- ② 本校入学後においても、様々な分野においてリーダーとして活動するとともに、大学進学への強い意志を持つ者

4 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」（「実施要綱」p.71）による。

なお、東日本大震災により避難している生徒等の出願に関しては「東日本大震災により避難している生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」（「実施要綱」p.81）、また、避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の出願に関しては「避難指示区域等の解除により帰還した生徒等の入学者選抜の出願に関する弾力的な取扱いについて」（「実施要綱」p.83）による。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出願期間

- (1) 出願期間は令和7年2月4日（火）から2月7日（金）までとする。
受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。
- (2) 県外等から郵送により出願する場合は、「入学願書在中」と朱書し、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封の上、令和7年2月7日（金）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（所定の様式）
入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和7年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、平成31年3月末日までに中学校を卒業した者については、調査書の提出を免除する。
なお、提出期間は令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
 - ③ 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（所定の様式）（学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（所定の様式）（中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 上記（1）以外の者
 - ① 入学願書（上記（1）①に同じ）
 - ② 特色選抜志願理由書（上記（1）③に同じ）
 - ③ 健康診断書（令和7年1月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書（ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの）
 - ⑤ 受験票用紙（上記（1）④に同じ）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（上記（1）⑤に同じ）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（所定の様式）を添付する。

9 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者、本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由（病気・事故等）により長期欠席等であった志願者については、本人の希望により、その理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出することができる。

提出できる者は、不登校等による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封す

る。

- (2) 提出期間は、令和7年2月14日（金）から2月17日（月）までとする。

郵送の場合には、2月17日（月）の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

10 県外等からの出願

「実施要綱」の「県外等からの出願」（「実施要綱」p.4）による。

11 出願先変更

志願者は、令和7年2月10日（月）から2月13日（木）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、祝日は受け付けない。

すでに交付を受けた受験票は返還する。

出願先変更の手続きについては、「実施要綱」の「出願先変更」（「実施要綱」p.5）に定めるところによる。

12 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

- (2) 上記（1）以外の者は、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

- (3) 上記（1）（2）の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

13 選抜方法

【特色選抜】

学力検査の成績、特色選抜志願理由書、調査書の審査結果及び特色面接の結果を資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定し、合格者を決定する。

- (1) 学力検査

5教科とする。満点を250点とする。

- (2) 特色選抜志願理由書

本校を志願する動機や理由、高校入学後に特に力を入れて取り組みたいこと等について、具体的に記入する。また、リーダーとして活動した中学校時の実績等についても記入する。

- (3) 調査書

「各教科の学習の記録」は、国語、数学、英語、理科、社会の全学年評定の合計75点に、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の全学年評定を2倍した合計を加え、満点を195点とする。

また、「特別活動の記録」及び「長所・特技等の記録」は35点満点として、合計230点満点とする。なお、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは総合的に評価し、点数化する。

- (4) 特色面接

個人面接を実施する。面接については点数化し、60点満点とする。

【一般選抜】

学力検査の成績及び調査書の審査結果を資料として、本校の特色や特性等に配慮しながら総合的に判定して選抜する。可否の判定に当たっては、学力検査と調査書の成績の比重を同等とする。

- (1) 学力検査

5教科とする。満点を250点とする。

- (2) 調査書

「各教科の学習の記録」については、満点を195点とする。なお、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容などは点数化しないが精査する。

14 学力検査・特色面接の日時及び会場

(1) 学力検査

- ① 日時 令和7年3月5日(水) 午前9時～午後3時10分
- ② 日程 受付 午前8時20分～午前8時30分 各検査室(校舎入口は東昇降口)

学力検査

9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	(50分)	

※ 外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

- ③ 会場 本校
- ④ 持参物 受験票、上ばき、下足を入れる袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器、角度を測る機能を有する定規は使用できない)。
計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

(2) 特色面接(【特色選抜】に出願した者)

- ① 日時 令和7年3月6日(木) 午前9時～
- ② 日程 受付 午前8時10分～午前8時20分 各控室(校舎入口は東昇降口)
面接 午前9時00分～正午(予定)
- ③ 会場 本校
- ④ 持参物 受験票、上ばき、下足を入れる袋、自習のための準備物。
計算機能や言語表現機能を有するもの、携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。
- ⑤ その他 面接の順番は当日の朝発表する。順番によっては、待ち時間が長時間となる場合があるので、自習のための準備をすること。なお、正午を過ぎる場合は、前日までに当該中学校長を通じて受験生へ連絡する。

15 追検査の実施

「追検査等の実施」(「実施要綱」p.11)の定めるところにより、追検査の受験資格がある志願者がいる場合には、当該志願者が欠席した検査を実施し、当該志願者を他の志願者と併せて判定する。

(1) 追検査等の日時、日程及び会場

- ① 日時 令和7年3月11日(火) 午前9時～午後4時20分(予定)
- ② 日程

- 受付時間 **【全教科の学力検査と特色面接の追検査を受験する者】**
午前8時20分～午前8時30分
- 【全教科の学力検査の追検査のみを受験する者】**
午前8時20分～午前8時30分
- 【一部の教科の学力検査の追検査のみを受験する者】**
在学(出身)中学校長を通して連絡する。
- 【一部の教科の学力検査と特色面接の追検査を受験する者】**
在学(出身)中学校長を通して連絡する。
- 【特色面接の追検査のみを受験する者】**
午後2時50分～午後3時

○受付場所 東昇降口

○学力検査

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会	
(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	(50分)	

※ 外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。

○特色面接 午後3時20分～午後4時20分（予定）

③ 会場 本校

(2) 追検査等受験の手続き 「実施要綱」の「追検査等受験の手続き」（「実施要綱」p.11）による。

(3) 持参物 【学力検査の追検査を受験する者】

上記14「学力検査・特色面接の日時及び会場」の（1）④と同様とする。

【特色面接の追検査を受験する者】

上記14「学力検査・特色面接の日時及び会場」の（2）④と同様とする。

※ただし、昼食持参の有無については、各自の追検査の時間帯によるものとする。

16 合格者発表

(1) 令和7年3月14日（金）正午以降に本校で発表する。

(2) 電話による合否についての問合せには、一切応じない。

(3) 合格者に対して、当日受験票と引替えに、合格通知書及びその他の書類を交付する。交付の時間は午後3時までとする。

(4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

(5) 学力検査の結果の提供については、「実施要綱」の「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜前期選抜及び連携型中高一貫教育に係る入学者選抜における学力検査の結果の提供について」（「実施要綱」p.78）による。

(6) 中学校長の求めに応じて、特色選抜と一般選抜のいずれで合格したのかがわかる合格者一覧を、当該中学校長に提供する。

① 提供日時 令和7年3月14日（金）合格発表後から午後3時まで

② 提供場所 事務室

17 その他

(1) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の様式）を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出すること。

(2) 令和7年3月5日（水）の学力検査または3月6日（木）の特色面接の際、インフルエンザ等学校感染症の罹患や、インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷等により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者、試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者は、あらかじめ在学(出身)中学校長を通して本校校長に連絡すること。ただし、中学校卒業生及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡すること。

(3) 障がい等のある志願者に対する配慮については、「実施要綱」の「障がい等のある志願者に対する配慮」（「実施要綱」p.18）による。

(4) 校内には公衆電話が設置されていないので留意すること。

(5) 学校周辺への車での乗り入れは控えること。

(6) 本要項に記載されていない事項については、「令和7年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(7) その他不明な点については、本校に問い合わせること。